

(報告事項)

青少年問題及び子どもの権利推進に関わる取組みについて

I 青少年の居場所事業について

1 概要

中学生以上の青少年を対象に、休日や放課後に利用できる「青少年の居場所」を開設しているものです。

2 令和4年度の実績

(1) 開設場所、開設日・時間等

施設名		開設日	開設年度
体育施設	中央体育館 (Mウイング8階)	火曜日 15:30～19:00 第1,3日曜日 13:30～19:00	平成16年度
	南部体育館	第2,4土曜日 13:00～19:00	平成18年度
	島立体育館	第4金曜日 19:00～21:00	平成18年度
研修施設	あがたの森文化会館 2階 (会議室)	火, 木, 金曜日 9:00～19:00 土・日曜日 9:00～17:00	平成16年度
	中央公民館 2階 (学習スペース)	平日・土日祝 9:00～19:00 (休館日、年末年始除く)	平成19年度
	あがた児童センター 2階 (学習室、中高生集会室、交流スペース)	月～金曜日 12:30～18:30 土曜日 8:30～18:30	平成26年度
相談			
	まちかど保健室 (あがたの森文化会館 2階)	水曜日(予約制) 10:00～17:00 金曜日(中高生向) 10:00～16:00	平成23年度 平成26年4月から水、金

(2) 利用者数の推移

(単位：人)

施設名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中央体育館	524	684	333	426	470
南部体育館	71	74	45	61	40
島立体育館	255	207	185	79	41
体育施設合計	850	965	563	566	551
あがたの森文化会館	191	224	171	190	166
中央公民館	840	770	—	—	—
あがた児童センター	2,373	2,129	547	312	456
研修施設合計	3,404	3,123	718	502	622
総合計	4,254	4,088	1,281	1,068	1,173

(3) まちかど保健室について

ア 概要

子どもたちの心と体、性の悩みなどに対応するため、あがたの森文化会館に設置している青少年の居場所を利用して、「まちかど保健室」を開設しているものです。

イ 開設日等

毎週水曜日 10時から17時 予約により対応

毎週金曜日 10時から16時 青少年の居場所利用者

ウ 相談状況

年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開設日数		日	82	86	79	83	93
相談件数		人	125	109	78	96	53
相談	方法	電話	43	49	27	50	23
		面接	82	50	48	43	30
		メール	0	30	3	3	0
	相談者数	本人	72	68	58	37	23
		保護者	32	21	9	37	13
		教師	9	17	5	12	4
		その他	37	15	7	10	13
	対象	幼児	1	4	1	3	0
		小学生	6	2	10	1	6
		中学生	9	23	2	5	8
		高校生	10	11	8	18	12
		一般	103	67	56	69	27
	内容	いじめ	0	0	0	0	1
		不登校	2	9	6	4	7
		交友関係	22	21	1	2	1
		進路	9	3	6	7	5
		心身	45	6	2	33	9
		性	11	2	7	18	3
		学校	2	16	14	5	5
		子育て	0	6	22	1	0
		家族関係	22	15	7	0	1
		その他	32	3	12	26	21

※相談者及び対象は1件の相談で複数人対応する場合があるため、相談件数と差が生じています。

3 課題及び今後の取り組み

(1) 青少年の居場所

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、体育施設・研修施設ともに休止をしている期間があり、利用者は、減少傾向にありましたが、令和5年度は、休止をすることなく、運営が可能となるため、利用ルールの徹底等を行い、居場所の提供に努めます。なお、中央公民館2階の学習スペースについては、一定の利用者おりますが、施設の性質や管理の関係上、居場所の提供のみ行っているため、利用者数は把握できておりません。

また、令和5年度から勤労者福祉センター3階図書室（第1・3月曜日 午前9時～午後8時）を居場所として拡充しました。

引き続き、青少年の居場所の周知を行い、青少年のニーズに即した居場所の提供、運営に努めます。

(2) まちかど保健室

まちかど保健室では、養護教諭経験者の相談員が心や体、性に関する内容を中心に相談を受けています。特に、性に関する相談や発達障害、精神疾患が背景にある相談が増えています。本人や家族だけでなく、教師や病院のソーシャルワーカーなどからの相談も増えており、相談内容も多岐にわたることから、今後も様々な機関と連携しながら相談業務に取り組めます。

Ⅱ 松本市の補導活動について

1 概要

昭和39年に県の主管運営により少年補導センターが設置され、その後昭和43年に県から市に移管されました。

青少年健全育成の中核として、市長が委嘱した補導委員による街頭補導を実施しています。

2 令和4年度の実績

(1) 街頭補導活動

ア 補導委員数

一般補導委員 106人 学校補導委員 64人 計 170人

イ 活動状況

中心市街地を中心に巡回するセンター補導及び各地区を巡回する地域補導を班ごとに毎月1回実施しました。

(ア) 実施状況の推移

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施日数(日)	290	244	189	121	140
補導活動回数 (回)	577	570	391	276	300
従事補導委員数 (延人数)	2,434	2,346	1,743	1,088	1,096
補導した少年数 (延人数)	230	257	75	89	167

(イ) 補導した少年の行為別内訳

(単位：件)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
不健全娯楽(ゲームセンター等)	13	18	1	0	0
喫煙	5	5	0	0	0
怠学	0	0	0	0	0
その他(座込み、自転車の乗り方等)	212	234	74	89	167
計	230	257	75	89	167

(2) その他の活動

学校補導委員との合同研修会の開催、市内の小中学校の夏休み期間等に合わせた学校補導委員や市教頭会との合同補導や補導活動に関する研修会を実施しました。また、有害環境浄化活動として11月の子ども・若者育成支援強調月間に有害取扱店やビデオ等販売店への自主規制の協力依頼を実施しました。

3 課題及び今後の取組み

少子・高齢化をはじめ、インターネットやスマートフォンの普及による情報化社会の発展により、子ども達を取り巻く環境が変化するとともに、子どもたちの生活スタイルも変化しています。補導委員からは、街頭で出会う青少年の数が減少しているとの声が寄せられています。

しかし、補導委員が巡回活動をすることによって、子どもたち自身が地域の中で多くの大人に見守られているという実感が持て、子どもたちの自律や安心感につながるほか、青少年を犯罪被害から守る抑止の効果もあるため、今後も巡回活動に取り組む必要があります。また、より効果的な巡回場所、回数等について検討が必要です。

Ⅲ メディア・リテラシー事業について

1 概要

市内の小中学校（私立も含む）の児童・生徒・保護者がインターネットやスマートフォンの適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶために「メディア・リテラシー講座」を平成20年度から実施しています。

2 令和4年度の実績

(1) メディア・リテラシー講座

ア 講師

NPO法人 子どもとメディア信州 専任講師
(教員や小児科医等で構成される団体)

イ 講座内容

県教育委員会が実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」の結果をもとに、学校ごとの実情をふまえた講座を実施し、参加者がインターネットやスマートフォン等の使用による諸問題について考える機会となるよう参観日等に併せて開催しています。

ウ 受講校数の推移

区 分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
小学校	16 校	22 校	16 校	21 校	20 校
中学校	12 校	8 校	5 校	12 校	12 校
小中学校	4 校	1 校	1 校	1 校	3 校
合 計	32 校	31 校	22 校	34 校	36 校
受講者数	7,142 人	6,249 人	3,226 人	7,995 人	7,393 人

3 課題及び今後の取り組み

メディア・リテラシー講座は、学校授業等に組み入れ開催していただくため、年度ごとに受講校数の変動はありますが、令和5年度も33校から開催依頼を受けており、一定の啓発効果が得られていると考えます。

青少年のメディア依存や健康問題、さらに、ネットによるいじめといった多様な問題もあるなか、実情に即した講義を行っています。また、生まれた時からネットがあることが当たり前の「デジタル・ネイティブ」世代の子ども達が、デジタルという便利なツールをどのように活用していくのかといった課題に対しての「デジタル・シティズンシップ」の観点も取り入れながら実施していく必要があります。

今後も教育部や健康福祉部と連携しながら、メディア・リテラシー教育を進めていきます。

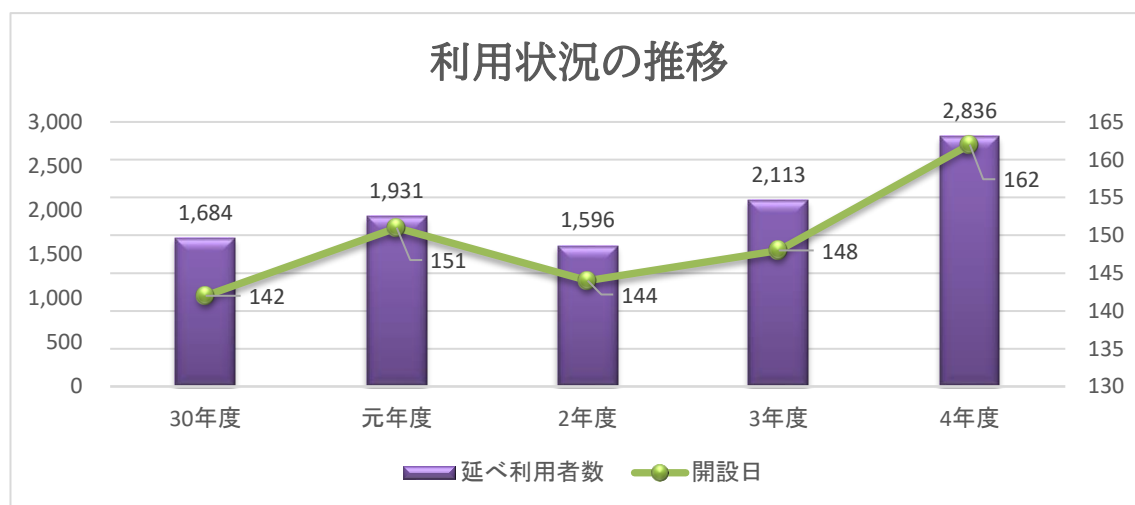
IV 子どもの支援・相談スペース はぐルッポの利用実績について

1 概要

- (1) 平成25年5月から、NPO法人はぐまつに業務委託し、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設しています。
- (2) 様々な理由や事情で学校へ通うことができない子どもや、悩みや苦しさを抱えている子どもに、家庭や学校以外で自由に過ごせる居場所を提供し、子ども自身が自発的に行動を起こすことができることを目指して支援しています。
- (3) 毎週水曜日と金曜日、月1回月曜日の午後に開所しているほか、はぐスタ（学習の日）を月2～3回、はぐカフェ（情報提供の会）等を実施しています。また、各種研修会や講演会等も実施しています。
- (4) 子どもの保護者や学校関係者などへの相談業務や、関係者による支援会議を行っています。

2 利用状況の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開所日数(日)	142	151	144	148	162
延利用者数(人)	1,684	1,931	1,684	2,113	2,836



3 課題及び今後の取組み

- (1) 庁内関係課と連携して、中間教室、フリースペース、青少年ホームなど、不登校・引きこもり対策等の子どもから大人まで切れ目のない支援をしていくことが必要です。
- (2) 施設の老朽化が進んでおり、利用者の増加に伴う狭隘化が課題となっていました。令和4年5月に教員住宅「浅間荘」に移転し、事業を実施しています。

V 子どもの権利推進事業に関わる取組みについて

1 概要

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、令和2年3月に第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指すものです。

2 令和4年度の取組状況

(1) 子どもにやさしいまちづくり委員会

子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するとともに、子どもの権利を尊重した施策の実施状況を検証するため、市民・有識者等15名で構成されています。

委員会を4回開催し、上記計画の進捗状況の検証を行うとともに、第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告書を作成し、市長へ提出しました。

(2) 子どもの権利相談室「こころの鈴」

平成25年7月から、子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。子どもの権利擁護委員3名、調査相談員4名の体制で、相談、調査、調整などを行っています。

名刺大のこころの鈴案内カードの作成のほか、こころの鈴通信を年4回発行して市内の小、中、高校の児童生徒に配付して周知を行いました。

また、児童センターで出前学習会を開催しました。（1館）

ア 相談室開設日・時間

月～木曜日・土曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

イ 相談件数の推移

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
延件数	695	473	408	327	268

※相談状況の詳細は別添資料のとおり

(3) 子どもの権利の普及・啓発事業

ア まつもと子どもの権利ウィークの実施

11月14日～20日にまつもと子どもの権利ウィークを実施し、集中的に子どもの権利のPRを行いました。

- ・「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催（参加者150人）
- ・子どもの博物館等入館料の無料化、ポスターの作成、パネル展 ほか

イ 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」の作成・配付

子どもの権利の学習用パンフレットを発行し、市内の小、中学校の児童生徒

に配付して、授業等での活用を依頼しました。

なお、パンフレットの愛称「あかるいみらい」は、平成29年度に市内の小学5年生から中学2年生までの子どもに対して公募を行い、2,108件の応募の中から、まつもと子ども未来委員会が決定したものです。

ウ 子ども権利ニュースの作成・配付

子どもの権利条例の理念や条例に基づく市の施策について、子ども向けの広報紙を作成し、市内の小、中、高校の児童生徒に配付しました。

エ 市内小中学校での校内放送（11月）

子どもの権利や子どもの権利相談室「こころの鈴」を周知するため、昼食時等に校内放送の実施を依頼しました。

オ ケーブルテレビでの放送

ケーブルテレビの市政広報番組に、まつもと子ども未来委員会の子ども2人と担当職員が出演し、子どもの権利や「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催を周知しました。

(4) まつもと子どもスマイル運動の実施

大人と子どもが積極的に関わりを持つことにより、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配付した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う運動を実施しています。

令和4年度新規登録者数 7人

延べ登録者数 1,299人（令和5年3月末）

(5) 第8期まつもと子ども未来委員会の開催

子どもたちが、学校、地域、年代を越えて、市政や地域の課題について学び、解決に向けて意見交換をするなど、活動をとおして自分たちが住むまちへの意識を高め、松本のまちづくりを子どもたち自らが考える活動を行っています。

ア 委員数 37名（小学校5年生～高校3年生）

イ 委員会 16回

ウ 市内見学 1回

エ 市への提言 1回

(6) 子どもの権利を推進している自治体との子ども交流事業

他の都市の子どもたちとの交流を通して、子どもたちの視野を広げるとともに、自然や文化について学び、語り合い、理解しあうことにより、子どもの意見表明や社会参加の実現を図ることを目的として実施しています。

ア 福津市との子ども交流事業

(ア) 期日 令和4年12月25日（日）～28日（水）

- (イ) 会場 福岡県福津市
- (ウ) 参加者 松本市 小学生 13 名
福津市 小学生 15 名
合計 28 名
- (エ) 内容 表敬訪問、文化財・史跡見学、意見交換会、海洋体験 等
- (オ) 結果報告
 - a 市長報告会
子ども交流事業に参加した子どもたちが、市長に交流事業の様子を報告
 - b 報告集
子どもたちの所感や事業内容をまとめ、市のホームページで公開

3 課題及び今後の取組み

令和3年度の子どもの権利アンケート調査では、子どもの権利に関する条例の認知度は、子ども 66.4%、保護者 70.3%で、過去の調査と比較して最も高くなっています。しかし、条例の内容まで知っている割合は、子ども 16.4%、保護者 7.0%にとどまっており、引き続き、子どもの権利の周知を図ることが必要です。

今年度、子どもと関わりを持たない一般の方も対象として、子どもの権利に関する川柳・ポスターの作品募集を行い、子どもの権利の周知を図ります。

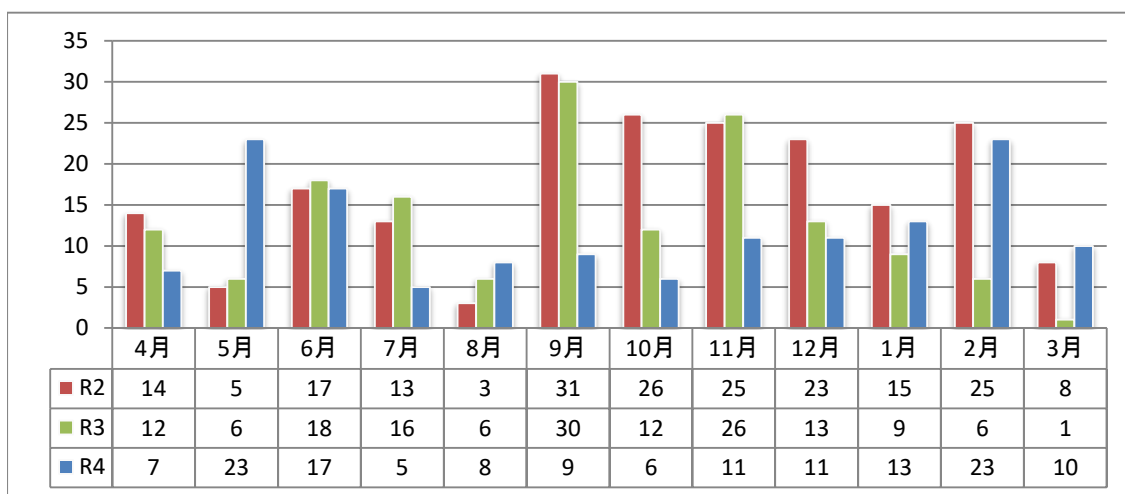
子どもの権利相談室「こころの鈴」 相談状況

(令和5年3月31日 現在)

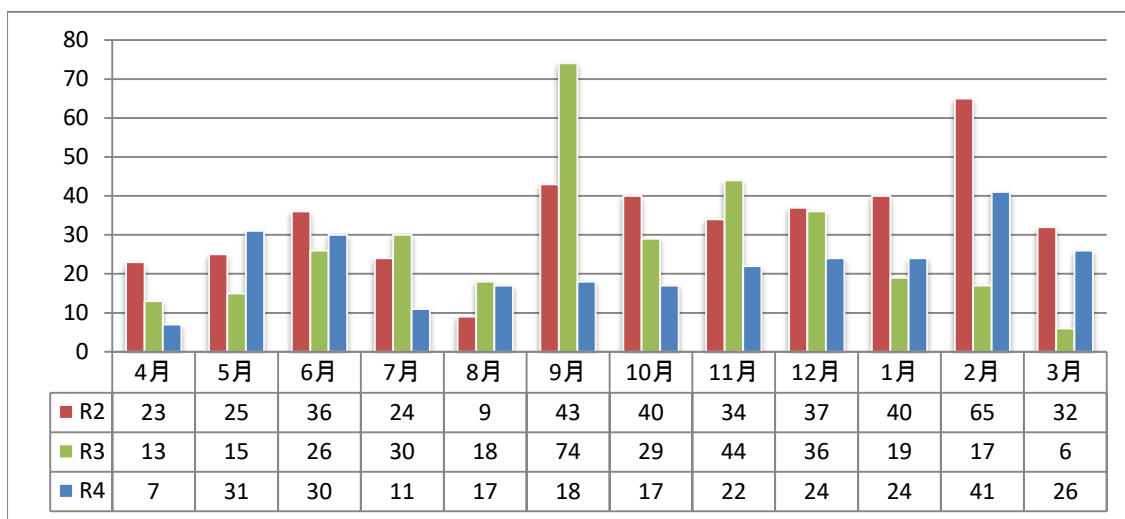
●相談件数

年度	実数	延べ
令和2年度	205	408
令和3年度	155	327
令和4年度	143	268

●月別相談件数(実数)

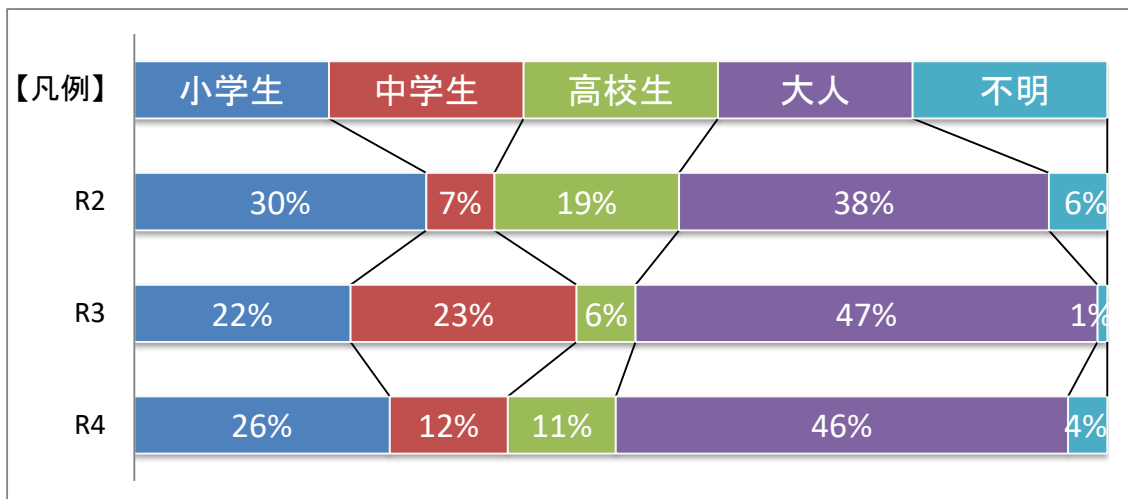


●月別相談件数(延べ)



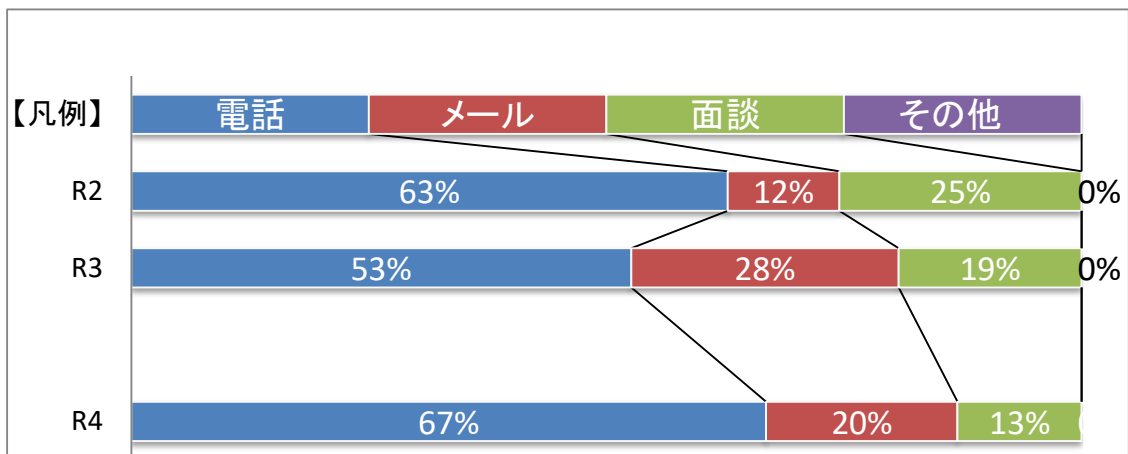
●相談者数(延べ)

年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
R2	132	29	85	167	27	440
R3	81	85	24	175	5	370
R4	79	36	34	138	13	300



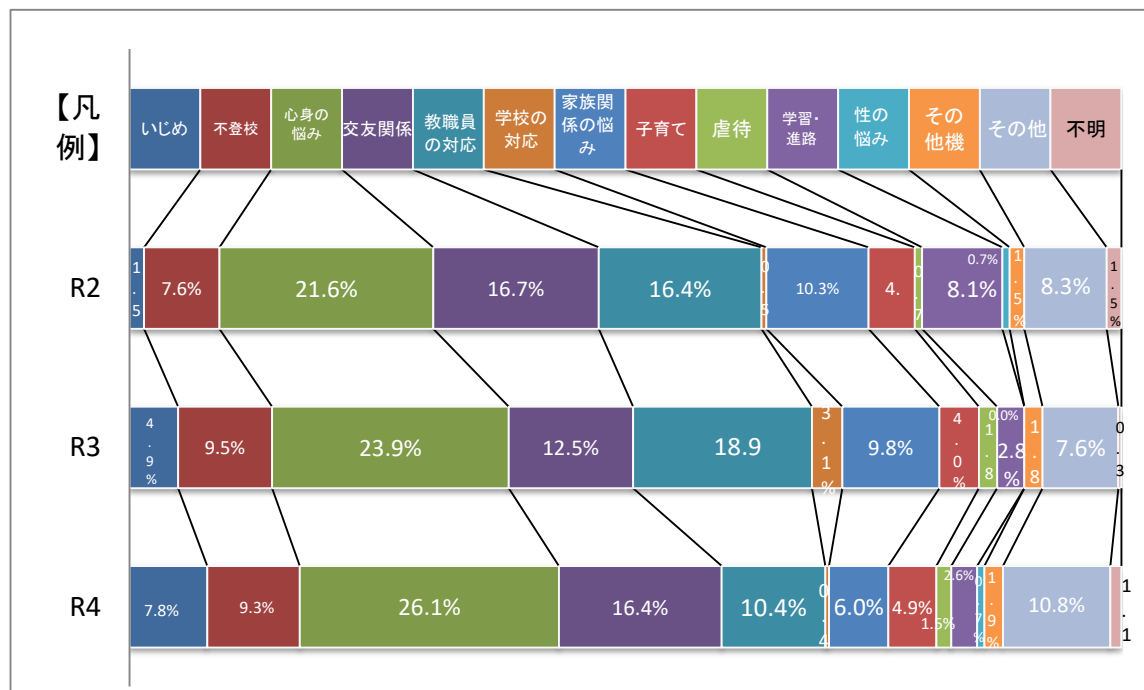
●相談方法(延べ)

年度	電話	メール	面談	その他	計
R2	256	48	104	0	408
R3	172	92	63	0	327
R4	179	54	35	0	268



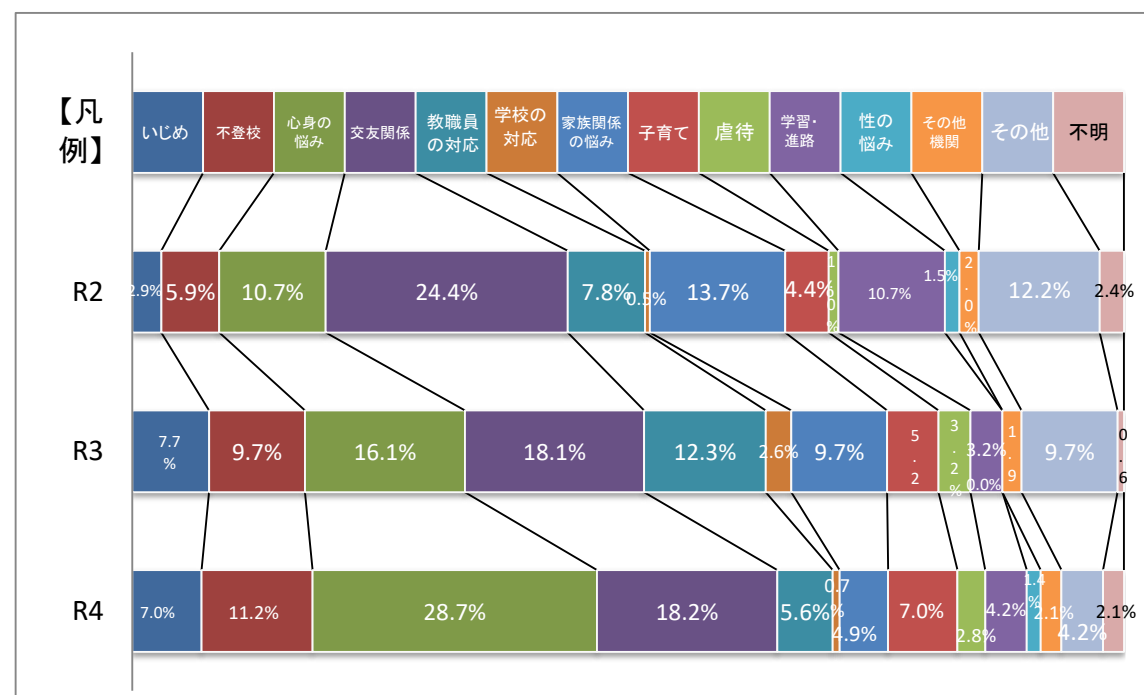
●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R2	6	31	88	68	67	2	42	19	3	33	3	6	34	6	408
R3	16	31	78	41	59	10	32	13	6	9	0	6	25	1	327
R4	21	25	70	44	28	1	16	13	4	7	2	5	29	3	268



●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R2	6	12	22	50	16	1	28	9	2	22	3	4	25	5	205
R3	12	15	25	28	19	4	15	8	5	5	0	3	15	1	155
R4	10	16	41	26	8	1	7	10	4	6	2	3	6	3	143



子どもの居場所づくり推進事業の実施状況について

1 趣旨

松本市では、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、経済的困窮だけではなく、子どもの権利の侵害が発生する恐れのある状態を広く子どもの貧困状態と捉え、改善を目指す取組みを行っています。

この取組みとして、地域の子どもたちに、食事を中心とした居場所を提供する地域住民や民間団体に対して交付金を交付する標記事業の実施状況について、報告するものです。

2 実施状況

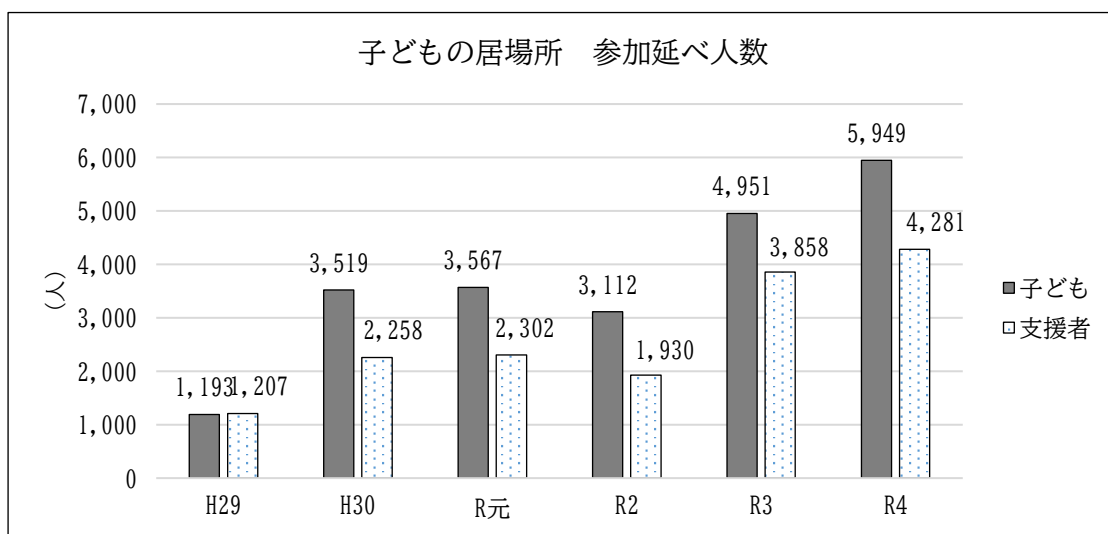
(1) 実施会場数及び実施回数

食事提供の基準緩和等により、実施回数は新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復した。

年度	実施会場数	実施回数
平成 29 年度	6 会場	150 回
平成 30 年度	10 会場	203 回
令和元年度	11 会場	261 回
令和 2 年度	13 会場	168 回
令和 3 年度	13 会場	223 回
令和 4 年度	16 会場	253 回

(2) 参加延べ人数

各団体の継続した取組みにより、参加延べ人数は年々増加している。



(3) 令和4年度各会場詳細

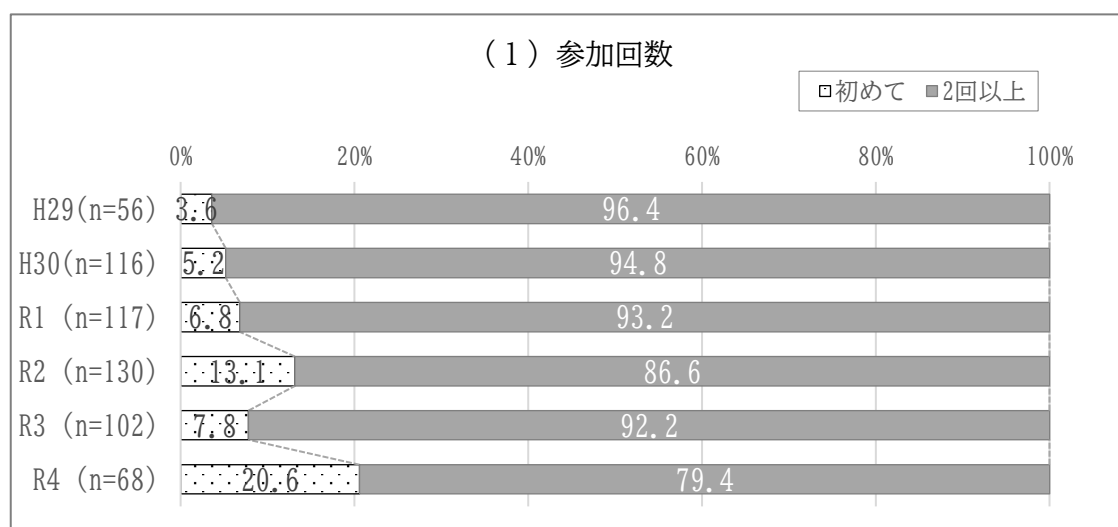
合計16会場 ※令和4年度新規開設（3会場）

	居場所名（実施団体）	地区	開催回数	こどもの平均人数
1	信州こども食堂 in どん八（NPO ホットライン信州）	第一	12	47 人
2	信州こども食堂 in まつもと学び塾（NPO ホットライン信州）	第一	12	56 人
3	伊勢町ワンパーク食堂（社）ONE-PARK）※	第一	14	24 人
4	子ども食堂はらぺこあおむし	第三	18	49 人
5	mini 子ども食堂プラス大人食堂（たんぽぽの会）	庄内	45	23 人
6	なみカフェ（まちラボ）	庄内	27	7 人
7	愛ランド島内「おらんち de ランチ」（愛ランド島内）	島内	15	28 人
8	ゆいま～る子ども食堂（ゆいま～る子ども食堂）	島立	5	50 人
9	子ども広場（寿小池町会）	寿	12	14 人
10	えがおの会（寿田町町会）	寿	19	18 人
11	信州こども食堂 in ことぶき（NPO ホットライン信州）	寿	12	4 人
12	寿台ハッピー食堂（寿台町会連合会）	寿台	30	15 人
13	寄り添いこども食堂（寄り添いこども食堂）	里山辺	14	32 人
14	こども未来デザインクラブ（波田コミュニティデザインクラブ）	波田	11	9 人
15	笑和はうす（笑和はうす）※	新村	1	11 人
16	信州みんなの食堂（信州みんなの食堂）※	新村	6	10 人

3 居場所に参加した子どもへのアンケート結果（アンケートは毎年度2月に実施）

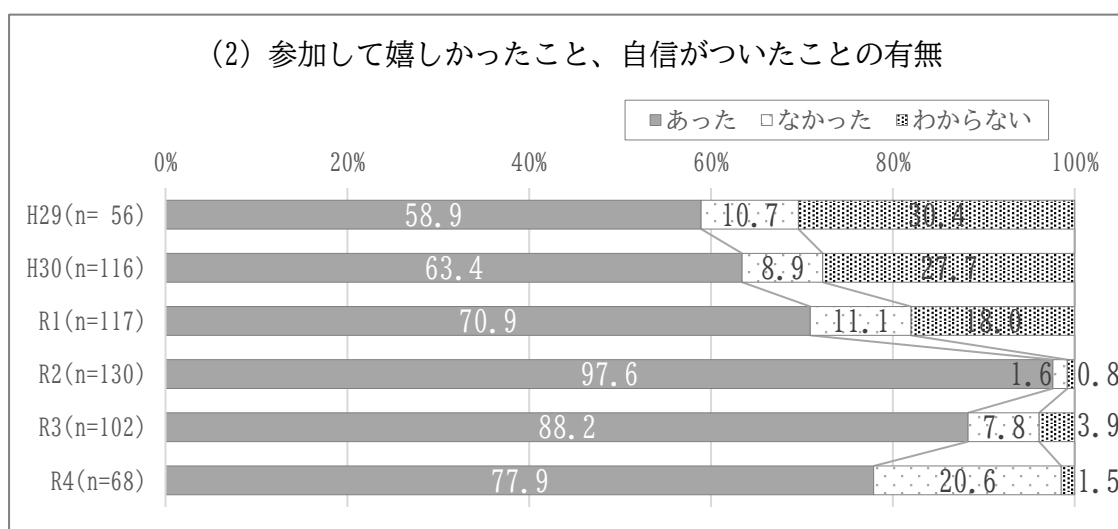
(1) 参加回数

複数回参加している子どもが多く、子どもたちにとって「また来たい」と思える居場所になっている。また、初めて参加する子どもの割合も年々増えており、幅広く参加者を募ることができている。



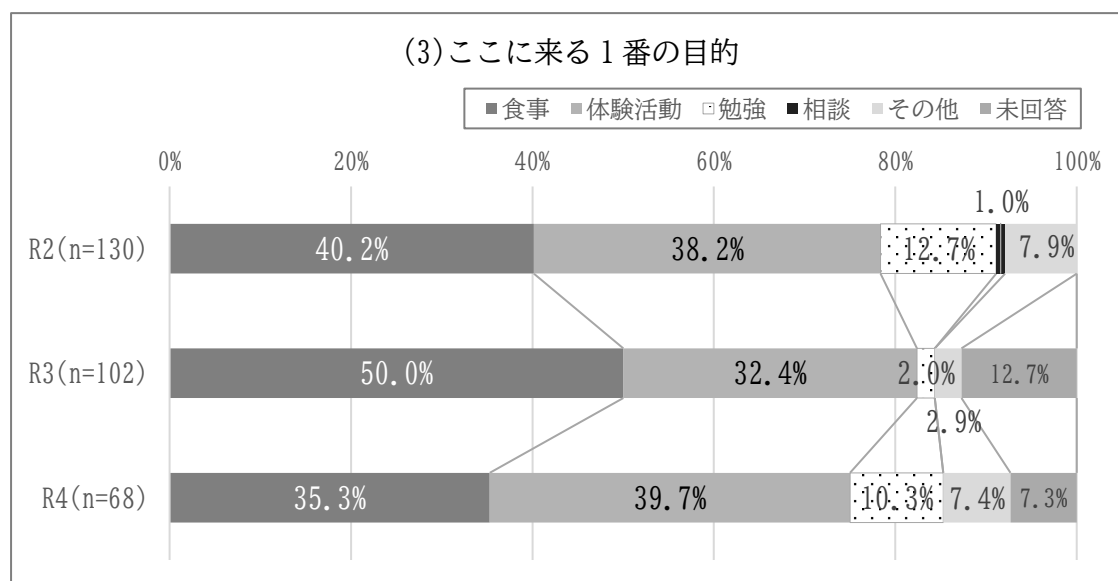
(2) 嬉しかった、自信がついたことの有無

参加した子どもの多数が、事業に対し好意的な印象を持っている。



(3) 居場所に来る1番の目的（令和2年度新設項目）

いずれの年度においても、食事だけでなく、体験活動や勉強をすることを目的に参加する子どもの割合が一定数みられる。



(4) 自由記述（抜粋）

- ・ いろいろの人とはなしたり、あそんだりしてとてもたのしかったです。またここにきていっぱいあそんだりしたいです。(小1男子)
- ・ 友だちがやさしくしてくれて、じしんができました。(小1女子)
- ・ あったかいごはんが食べられた。いろいろな物をもらえた。(小3男子)
- ・ しめ縄づくりのやり方が知れてよかった。(小3女子)
- ・ 勉強でわからないときに大人に助けてもらったので、わからないことがわかりました。(小3女子)
- ・ 月1回だからもうちょっとふやしてほしい。(小3女子)
- ・ 大人の人とたくさん話したり、新しい友達ができてよかった。(小4女子)

- ・ こんなあたたかい居場所がもっと増え、多くの人が利用しやすい場所であり続けたらうれしいなと思います。(高2女子)
- ・ このような誰もが気楽に来られる居場所があればいいなと思います(作りたいです)。(高2女子)

4 今後の予定

- (1) 子どもの利用を促進するため、市の広報やホームページ、SNS などを通して、事業の周知を図ります。
- (2) 昨年度より、新たに軽食のみの食事提供や、学習をサポートする支援者への報酬も交付対象としたことから、さらなる支援者や団体の拡大を進めます。また、教育委員会の「学都松本寺小屋事業」とも連携しながら、地域の居場所の充実を図ります。
- (3) 立ち上げを検討している団体は円滑に運営を始められるように、また、運営団体は今後も事業を安定して継続できるように、必要に応じて助言や調整を行います。同時に、活用しやすい交付金となるよう更なる見直しを検討します。

(報告事項)

市内小中学校のいじめの状況について（令和5年4・5・6月分調査）

1 趣旨

市内の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和5年4・5・6月分の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケート調査や聞き取り、教職員による発見、本人や保護者からの訴え等による。

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 体罰等は、小中学校ともに認められませんでした。
- (2) 小中学校におけるいじめの認知件数は241件であり、このうち8件が解消され、解消率は3.3%でした。
- (3) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では、4年生が他学年と比較して多く44件でした。中学校では、他学年と比較して3年生で少ない傾向があります。
- (4) いじめの発見のきっかけでは、学校の教職員等が発見した件数が全体の56.0%を占めています。このなかで、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が特に高く、小学校では45.5%、中学校では43.5%でした。また、学校の教職員以外からの情報により発見した件数は全体の44.0%を占め、このなかで本人からの訴えにより発見される割合が高い傾向にありました。
- (5) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では65.2%、中学校では55.2%でした。
- (6) いじめの様態では、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では47.6%、中学校では55.4%でした。

5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知し、認知したいじめについて校内で情報共有することとしています。
- (2) いじめの相談を受けることの多い学級担任が一人で抱え込まない教職員間の風通しの良い雰囲気づくりに努め、早期に対応できるように配慮しています。

- (3) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、およそ2か月に1度の頻度で定期的なアンケートを実施しています。報告されたいじめについて学年及び学校を単位とした組織的対応が可能となるよう、対応経路について年度当初に職員間で確認することを依頼しています。
- (4) いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載により発見されることもあることから、引き続き、教職員が威圧的にならず、児童生徒が自身の思いを表現しやすい物腰で接することを心掛けるなど、良好な関係づくりを進めるよう周知しています。
- (5) いじめが認知されるまでに、いじめについて誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、児童生徒が活用できる相談機関を紹介しています。また、「SOSの出し方に関する教育」など、自ら援助を要請できる力を培うための教育の確実な実施を依頼しています。
- (6) 各校においては、学校だより等を通じて、いじめの状況や防止のための取組み等を保護者や地域の方々に継続的に周知するようにしています。また、年度末の教職員の異動や、進級や学級編成に伴う職員組織改編に伴い、前年度までに発生した事案が風化しないよう、年度毎の情報共有に努めています。
- (7) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、各校では、教職員、児童生徒及び保護者を対象としたメディアリテラシーの研修を行い、情報モラルの向上に努めています。また、インターネットの利用時間が多くなる長期休業前に、インターネットに起因するトラブルを回避するための指導を行っています。
- (8) 「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（文部科学省令和5年3月10日）により、重大事態を文部科学省に報告することが確認されました。子どもが充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ未然防止への取組みを改めて各校に依頼し、重大事態が発生した場合には速やかに報告し対応するよう再確認しています。

1 調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数注^{1・2}及び体罰の認知件数

区 分	学校総数 (A)	いじめを認知した学校数	いじめを認知していない学校数	いじめの認知件数 (C)	1校あたりの認知件数 (C/A)	体罰の認知件数
小学校	29	27	2	156	5.4	0
中学校	21	16	5	85	4.0	0
合計	50	43	7	241	4.8	0

注 1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされています。そのため、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

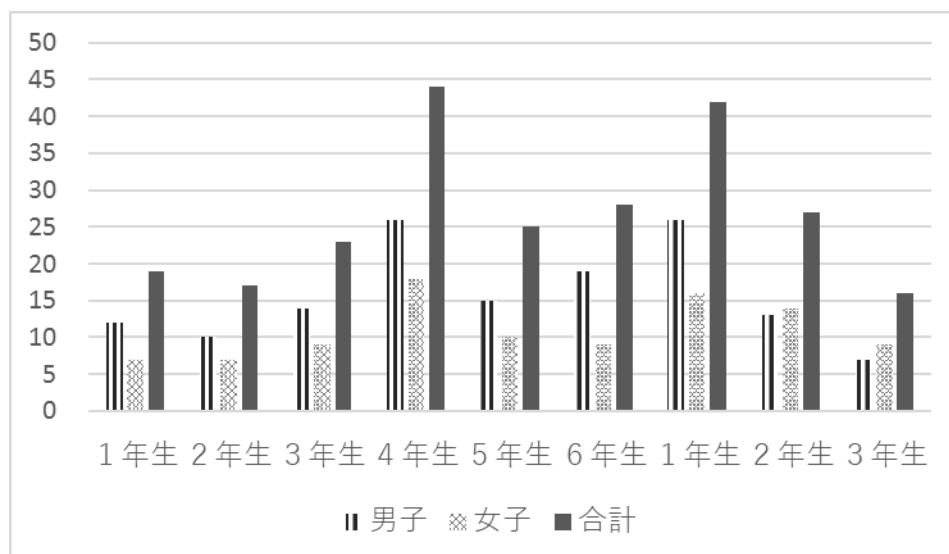
注 2) 松本市における「認知件数」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数となります。

(2) いじめの現在の状況

区 分	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中		その他 (転居等)		合計
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数
小学校	3	1.9	153	98.1	0	0.0	156
中学校	5	5.9	80	94.1	0	0.0	85
合計	8	3.3	233	96.7	0	0.0	241

(3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
男子	12	10	14	26	15	19	26	13	7
女子	7	7	9	18	10	9	16	14	9
合計	19	17	23	44	25	28	42	27	16



※図は、表をグラフ化したものです。

(4) いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
学校の教職員等が発見した	88	56.4	47	55.3	135	56.0
① 学級担任が発見した。	14	9.0	7	8.2	21	8.7
② 学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	3	1.9	2	2.4	5	2.1
③ 養護教諭が発見した。	0	0.0	1	1.2	1	0.4
④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。	71	45.5	37	43.5	108	44.8
学校の教職員以外からの情報により発見した。	68	43.6	38	44.7	106	44.0
⑥ 本人からの訴え	30	19.2	20	23.5	50	20.7
⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	21	13.5	10	11.8	31	12.9
⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報	12	7.7	3	3.5	15	6.2
⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報	5	3.2	5	5.9	10	4.1
⑩ 地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑫ その他（匿名による投書など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	156	100.0	85	100.0	241	100.0

(5) いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 学級担任に相談した。	131	65.2	64	55.2	195	61.5
② 学級担任以外の教職員に相談した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	8	4.0	13	11.2	21	6.6
③ 養護教諭に相談した。	3	1.5	6	5.2	9	2.8
④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	1	0.5	1	0.9	2	0.6
⑤ 学校以外の相談機関に相談した。（電話相談やメール等を含む）	3	1.5	1	0.9	4	1.3
⑥ 保護者や家族等に相談した。	39	19.4	16	13.8	55	17.4
⑦ 友人に相談した。	5	2.5	9	7.8	14	4.4
⑧ その他の人（地域の人など）に相談した。	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑨ 誰にも相談していない。	11	5.5	6	5.2	17	5.4
合計	201	100.0	116	100.0	317	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(6) いじめの態様

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	100	47.6	56	55.4	156	50.2
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	22	10.5	4	4.0	26	8.4
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	41	19.5	15	14.9	56	18.0
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	18	8.6	1	1.0	19	6.1
⑤ 金品をたかられる。	2	1.0	1	1.0	3	1.0
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	6	2.9	5	5.0	11	3.5
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	13	6.2	6	5.9	19	6.1
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	2	1.0	5	5.0	7	2.3
⑨ その他	6	2.9	8	7.9	14	4.5
合計	210	100.0	101	100.0	311	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(報告事項)

学都松本寺子屋事業の取組みについて

1 概要

学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。

2 学都松本寺子屋事業

(1) 学都松本寺子屋事業交付金

子どもたちに学習支援や体験学習等を行う団体に交付金を交付します。

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録制度

教員OBや学生、地域の大人など、子どもたちを応援したい大人を募集し、面談等を行ったうえで先生又はサポーターとして登録された方を必要な団体へ繋げます。

3 令和4年度実績

(1) 学都松本寺子屋事業交付金申請団体 8団体

ア 実施団体 8団体

イ 延べ実施回数 281回

ウ 延べ参加者数 2,052人

エ 延べ支援者数 1,259人

	団体名	事業名	開催 場所	開始月	実施 回数	子ども（延べ人数）				支援者 (人)
						小学生	中学生	高校生	合計	
1	NP0法人ワーカーズ ユープ	学習支援「学びの 会」	城東	4月	98	385	181	5	571	306
2	反貧困セーフティネッ ト・アルプス	無料こどもじゅく	第一	4月	52	139	281	111	531	407
3	反貧困セーフティネッ ト・アルプス	無料こどもじゅく HATA	波田	4月	50	325	101	0	426	342
4	寿小池町会	子ども広場「寺子 屋」	寿	7月	3	12	0	0	12	31
5	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内	9月	40	31	6	35	72	115
6	放課後イングリッ シュクラブ	梓川・波田地区児 童・生徒英語学習支 援事業	梓川	10月	17	237	111	0	348	21
7	まつもと音読 道場	松南地区寺子屋事 業	松南	12月	9	0	34	10	44	9
8	NP0 Links	旭町地区てらこや 事業	安原	1月	12	6	30	12	48	28

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録者

ア 登録者 14名（寺子屋先生10名、寺子屋サポーター4名）

イ 実施団体登録者 71名（寺子屋先生17名、寺子屋サポーター54名）

4 参加者アンケート（回答件数44件）

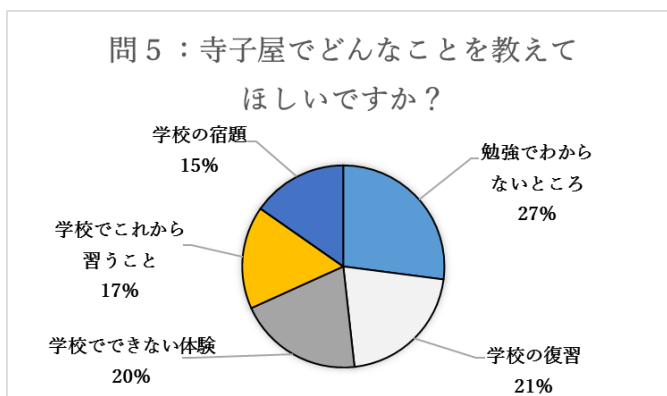
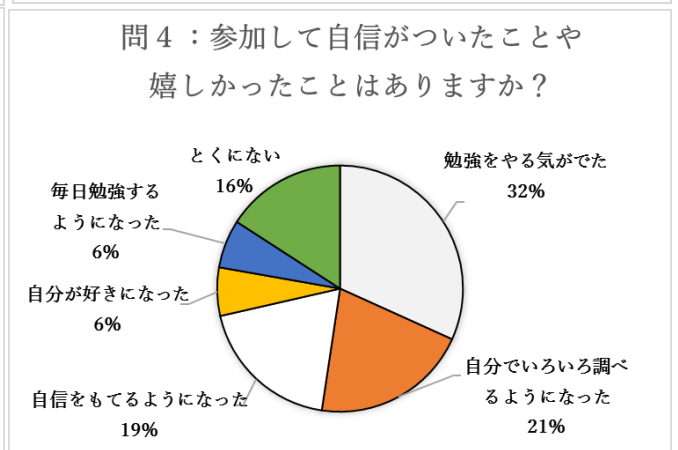
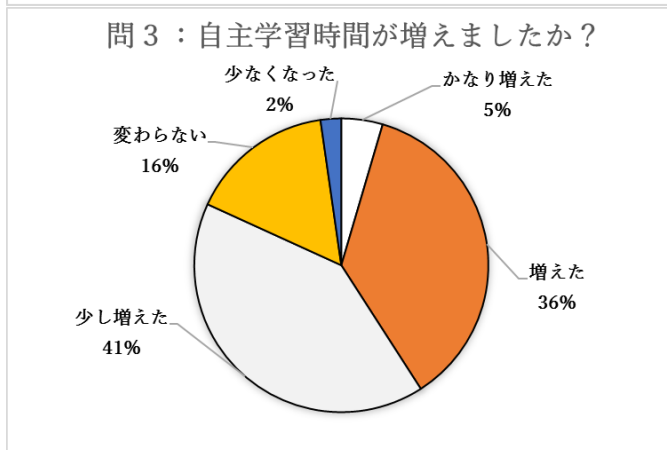
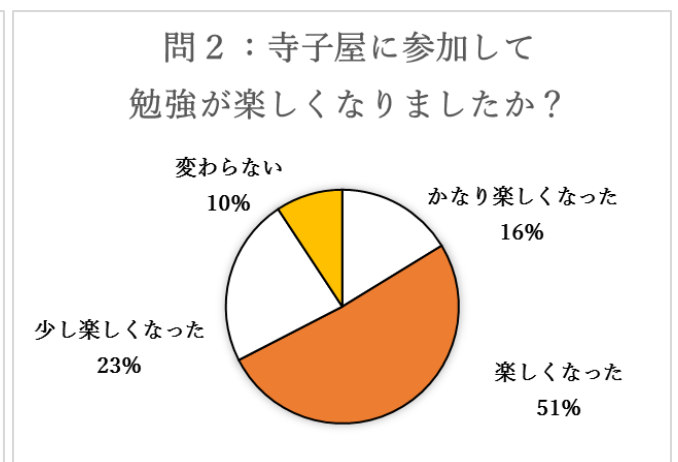
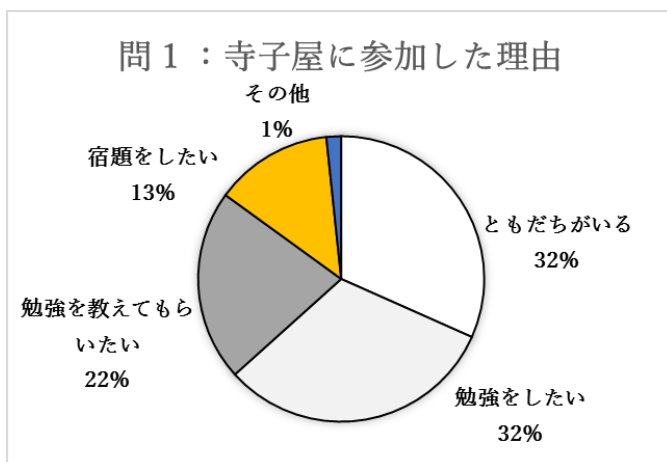
問1：寺子屋に参加した理由を教えてください。

問2：寺子屋に参加して勉強が楽しくなりましたか？

問3：自主学習時間が増えましたか？

問4：参加して自信がついたことや嬉しかったことはありますか？

問5：寺子屋でどんなことを教えてほしいですか？



自由記述

- ・ここにきて、難しい問題も絶対に答えられる自信がついた。(小2)
- ・英語が苦手だから、参加すればうまくなると思って参加した。(小4)
- ・英語を普段から話せるようになった。(小6)

5 令和5年度の活動状況（令和5年6月30日現在）

寺子屋事業交付金申請団体 9団体（継続7団体、新規2団体）

新規問い合わせ 8団体（松南、岡田、梓川、島立、第二、新村、入山辺、芳川）

	団体名	事業名	開催地区	開催場所
1	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	中央公民館
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅくHATA	波田	波田公民館
3★	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	ウットタウン小宮公民館
4	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内 中山	庄内地区公民館 中山公民館
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒 英語学習支援事業	梓川	梓川公民館
6	NPO Links	旭町地区てらこや事業	安原	安原地区公民館
7	NPO 法人ワークス ユーブ	学習支援「学びの会」	城東	元町児童館
8	寿小池町会	子ども広場「寺子屋」	寿	寿小池公民館
9★	北小松公民館	南北小松夏休み寺子屋教室	里山辺	北小松公民館

★：令和5年度新規団体

6 今年度の予定

- (1) 参加する子どもや保護者向けの情報として、各団体を紹介する動画を作成し、YouTubeやホームページ等で紹介します。
- (2) 町会連合会や、町内公民館など地縁団体への呼びかけを強化し、子どもたちのより身近な地域での寺子屋事業の実施を促し、制度の拡充を図ります。
- (3) 交付金申請団体へのアンケート調査や連絡会等で効果や課題を明確にし、学都松本を実現する持続可能な仕組みを構築します。
- (4) 寺子屋先生・サポーター向けの研修を実施後、寺子屋事業申請団体やこどもの居場所づくり事業申請団体の要請に応じて人材を紹介します。

松本市青少年問題・いじめ問題対策 連絡協議会資料
5. 8. 3
生涯学習課

(報告事項)

青少年ホームの取組みについて

1 概要

青少年ホームは15歳以上35歳未満の青少年を対象に、青少年の福祉の増進並びに自立及び社会参画の促進を図る施設として、若者が気軽に集まることのできる居場所づくりから、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、社会で生きていく力を培うことを支援しています。

2 事業体系

(1) 若者育成事業（若者全般を対象）

若者の自分づくり、仲間づくり、社会参画を支援

(2) 若者支援事業（困難を抱える若者を対象）

若者が社会生活を円滑に営むための社会的自立支援

3 令和4年度の主な取組み実績

(1) 居場所づくり

若者の目線に立ち、事業を企画・運営するコーディネーターを配置する事業を実施しました。

ア ひきこもり等の若者も参加しやすい「ボードゲームDAY」を6回開催しました。

イ 新規事業として、信濃むつみ高校の先生方をコーディネーターに迎え、外国の文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催しました。

(2) 社会生活の充実と仲間づくり

ア ヤングスクールは、夏期14講座、秋期11講座、冬期13講座の合計38講座を開催しました（参加者延べ444人）。

イ 青少年ホーム利用者の会（登録者167人）や所属クラブ（スポーツ系5・文化系1）の育成、支援を行いました。

ウ 青少年ホーム利用者の会イベント事業の青少年ホーム祭、運動会、独身男女交流会等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりましたが、なんなんひろば最大の事業である9月17日（土）・18日（日）開催のなんなんフェスタ2022（松南地区文化祭）の子ども向けブースに3サークルが出店、また、高齢参加者が多い文化祭の準備・片付作業の手伝いを、中心になって行いました。この他、2～3月サークル体験会を開催しました。

(3) 若者の社会参画の推進

ア 松本若者会議

若者が主体となり、地域課題解決に向けた取組みとして、信州大学キャリア教育・サポートセンターと連携し、松本若者会議を計4回開催しました。テーマを「地元企業とつながるスキルアップ・プロジェクト」と題し、若者がインターンシップの企画を制作し、地元企業に提案できるようにするための講座を開催しました。また、地元企業へのインタビューを行い、インターン記事を制作し、発表会を行いました。青少年ホームでは、住民自治局地域づくり課ユースサポート担当と共に、連携を図りながら参加・協力をしました。

イ ハタチの記念式典（成人式）

(ア) 令和3年1月成人式は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、多くの当事者と家族の要望により、翌年の8月14日（日）に「令和4年松本市成人のつどい」として、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、キッセイ文化ホールにて2部制で開催しました。

(イ) 成年年齢が18歳になったことに伴い、令和5年から、これまでの「成人式」から「ハタチの記念式典」に名称変更し、開催していくこととしました。令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、令和5年1月8日（日）に松本市総合体育館にて、1部制で開催しました。

エ 子どもプレイパーク

高校生・大学生が主体となり、子どもが楽しく遊べる企画を9月18日（日）開催のなんなんフェスタ2022（松南地区文化祭）にあわせて、子ども向けの輪投げブースをエクセラン高校の生徒が企画・運営しました。

(4) ひきこもり等の若者の支援、研修会の参加

ア 長野県中信子ども・若者サポートネット総合相談センターを長野県から委託されている、特定非営利活動法人ジョイフルと連携し、ひきこもり等の支援者としての意見交換・情報共有を行いました。

イ 毎年開催されている、長野県中信子ども・若者サポートネット総合相談センター事務局主催の「中信地区若者自立支援ネットワーク会議（8月3日開催）」に参加しました。9月9日（金）には、国・県・市町村・NPO法人の関係団体が一堂に会する全体調整会議を開催し、ひきこもりに関連する様々な角度からの支援体制や内容について検討し、情報交換を行いました。

ウ その他の研修会として、長野県精神保健福祉センター主催の研修会（12月19日開催）、長野県社会福祉協議会主催の実践研究会（3月1日開催）に関係職員が参加しました。

(5) 青少年ホーム利用状況

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
登 録 者 数	338 人	342 人	198 人	178 人	167 人
延利用者数	6,113 人	5,895 人	4,304 人	3,570 人	6,149 人

4 課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策による社会環境の変化もあり、顕在化しにくいひきこもり等の困難を抱える若者を多面的に支援していくためには、関係機関等が情報を共有・連携し、プラットフォームによる全世代への切れ目のない支援体制の構築が必要です。
- (2) 青少年のための多様な居場所を提供することが、課題です。

5 令和5年度の実施

- (1) ひきこもりの若者の支援として、5月20日（土）、6月10日（土）に「ひきこもり支援研修会」を開催しました。研修会では、ひきこもりに対する基礎知識（ひきこもりは悪いことではないこと、就労が最終目的ではないこと、叱咤激励は逆効果であること等）を学び、相談・支援体制の紹介、グループワークを実施しました。ひきこもりの当事者と家族（不登校児童・生徒の親の会役員を含む）、支援者等、延べ158名の多数の参加者がありました。今後も、グループワークを中心とした定期的な研修会を開催する予定です。
- (2) 青少年の健全育成、ひきこもりの若者支援のために、県・市関係部署、社会福祉協議会・民間支援団体等との若者の居場所づくりに関する情報交換や連携を引き続き進めます。
- (3) ヤングスクールの講座情報などを市のホームページ、SNS等に掲載し、効果的な情報発信を行います。
- (4) 令和6年ハタチの記念式典は、総合体育館が改修工事で使用できないため、1月7日（日）キッセイ文化ホールで開催する予定です。
- (5) コーディネーター事業については、ボードゲームカフェ講座の他に、信濃むつみ高校との共催による外国の文化、歴史、言語を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催する予定です。
- (6) 松本若者会議へ参加し、青少年事業を効果的にPRするため、共同媒体制作への協力をします。
- (7) 一人ひとりの若者に対応できる相談・支援体制を整えるため、産業カウンセラーによる「若者お悩み相談室」の充実を図ります。

6 困難を抱える若者の現状等と青少年ホームの活動の柱

(1) 困難を抱える若者の現状等（一部抜粋）

ア 困難を抱える若者の現状

若年ひきこもり（15～39歳）松本市54人（R元 県・市「ひきこもり等調査」）

イ 若者の居場所（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」人の割合）

家庭が自分の居場所だと感じている人がいちばん高く（87.0パーセント）、自分の部屋（84.3パーセント）、インターネット空間（56.6パーセント）の順（R5.3内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査

15～39歳対象）

ウ 自己肯定感

日本の若者は、自己肯定感が低い。（H30内閣府意識調査 日本を含む7カ国の13～29歳対象 自分自身に満足 日本は45%、他国は73%以上）

エ 社会形成・社会参加

日本の若者は社会参加への意識が低い。（H30内閣府意識調査 同上 ボランティア活動に興味がある 日本33%、他国45%以上）

(2) 青少年ホームの活動

ア 若者の居場所づくり

イ 社会生活の充実と仲間づくり

ウ 若者の社会参画の推進

エ ひきこもり等の若者の支援

オ 学び直しのきっかけづくり、支援

(報告事項)

松本市青少年問題・いじめ問題対策
連絡協議会資料

5. 8. 3

食品・生活衛生課、こども育成課

青少年に関わる薬物乱用防止啓発事業について

1 概要

青少年の薬物乱用を防止するため、青少年への薬物乱用防止運動を青少年問題協議会が主体となり実施しています。また、小中学校へ専門講師を派遣して、薬物乱用の危険性やタバコの害、家庭医薬品の正しい使い方などの講義も実施しています。

2 令和4年度の実績

(1) 薬物乱用防止啓発運動

ア 6.26キャンペーン啓発活動

県の保健福祉事務所が、例年松本駅前で行っていた「6.26ヤング街頭キャンペーン」に併せて、啓発運動の実施の計画をしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。そのため、青少年が立ち寄る市施設（青少年の居場所、中央図書館）にポスターの掲示、パンフレットの設置を行いました。

イ 松本ぼんぼんでの啓発活動

松本防犯協会連合会女性部と連携して実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

（松本ぼんぼんは、規模や時間を短縮するなどして開催されていました。）

ウ 薬物乱用防止啓発資材等の配布、設置

(ア) 国際薬物乱用撲滅デー啓発資材（リーフレット）の公民館等への配布、設置

(イ) 薬物乱用防止啓発資材（薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」マスク）の青少年が立ち寄る市施設（青少年の居場所、中央図書館など）への配布、設置

(2) 薬物乱用防止啓発講座

ア 講師

(ア) 松本市保健所 食品・生活衛生課

(イ) (一社) 松本薬剤師会

イ 受講校数等の推移

区 分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
小学校	20 校	13 校	22 校	22 (11) 校	22 (10) 校
中学校	12 校	12 校	10 校	13 (0) 校	15 (1) 校
小中学校	3 校	1 校	2 校	2 (0) 校	3 (1) 校
合 計	35 校	37 校	34 校	37 (11) 校	42 (12) 校
受講者数	5,184 人	3,423 人	3,904 人	4,249 人 (1,326 人)	4,264 人 (1,250 人)

※R3年度及び4年度の（ ）表示は、うち数で松本市保健所 食品・生活衛生課の実施校数等です。

3 課題及び今後の取組み

薬物乱用防止啓発講座は、学校授業等に組み入れて開催していただくため、年度ごとに受講校数の変動はありますが、令和5年度も37校から開催依頼を受けています。また、講座内容も各機関の専門講師から、最新の情報等を提供いただいております、高い啓発効果を得ていると考えます。

今後も教育部、健康福祉部と連携し、青少年の薬物乱用防止に取り組んでいきます。